

炭砒の採炭作業の変化と賃金構成の改変に関する一考察

三宅, 義男
元三菱鉱業勤務

<https://doi.org/10.15017/13744>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 14, pp.67-84, 1986-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

炭砒の採炭作業の變化と賃金構成の改變に関する一考察

三宅 義 男

目 次

まえがき

一、古い賃金計算表から

(一) 古い賃金計算書の発見(八十四枚)

(二) 計算書当時の状況など

1、賃金に関する規定

2、採炭方式の改變と賃金

① 原始的採炭時代

② 残柱式採炭時代

③ 残柱式長壁法から長距離長壁法採炭へ

3、八十四枚中採炭夫の賃金額

4、賃金の支払

5、諸控除金

① 医療代 ② 電気料・家屋修繕料

③ 税金 ④ 保険料

⑤ 道具焼賃 ⑥ 過怠金

⑦ 保育料 ⑧ 分会費

⑨ 衛生費・安全灯使用料

⑩ 安全灯破損 ⑪ 金札紛失

⑫ 会報代 ⑬ 精算不足金 ⑭ その他

6、この表にみられる生活状態の一面

7、炭砒の出炭高と検炭

イ、炭砒の出炭高の数字

ロ、検炭について

二 採炭作業と賃金

1、原始的採炭時代

2、残柱式(一丁切羽)採炭時代

3、戦前長壁式採炭時代

三、戦後の賃金について

(一) 賃金の構成

(二) その後の協定

四、採炭賃金の變革推移

五、最近の採炭賃金の事例

五、むすび

まえがき

炭砒の坑内員、殊に採炭の賃金について本質的な問題はさておき、採炭作業が原始的採炭時代から次第に機械化された過程とそれに伴う賃金体系の改変について考えてみたいと思う。

浅才微力に加え資料も乏しく従って一部の炭砒事例によるほかないが、これを以ってすべてを律するものでは勿論ない。見聞してきた実情を中心に記述したものであることを予め御諒解願っておきたい。

採炭方式について、原始的時代からの概況を述べることにしたが、主旨が賃金体系にあるので、採炭方式等の専門的なことは略し、単にその概要を述べるに止める。

説明が多少くどくどしい記述になった点があるが、最近の状況と対比してみるためにほかならない。

次に、古い時代に賃金から控除されていた諸項目についても若干触れたが、これは当時の事情を知るため蛇足とは知りながら、これを新旧二つの事例比較によって生活状況を推察する一助にとも思つて採り上げた次第である。

一、古い賃金計算表から

(一) 古い賃金計算表の発見

終戦後物資不足の頃、よく裏紙を使ったものである。その頃メモ用紙などにするため、経理課の某君が私の求めに応じて探してくれた保存期限切れの不用物として取り出してくれた紙が八十四枚ばかり見付かった。勿論裏には色いろ書き込んでいるが、紙の表には「坑内夫稼高及決算表」と印刷されており、現在の「賃金台帳」に相当するものである。

その記載内容を見ると、当時のことが次々に思い出された。そこで、ここでは便宜上「賃金計算書」と呼ぶことにして、当時の坑内夫のうち採炭夫の賃金の決め方や支払方法、控除金等について、記憶を辿りながら書いてみることにした。

まず、この賃金計算書の様式は別紙の通りである。

この計算書の年代は内容諸項目などから昭和十二年、賃金累計額の数字から三月分であることがわかる。

この八十四枚即ち八十四名分の賃金を一応集計してみた。その集計(後掲表1参照)の結果で当時の坑内夫の賃金実績とみるものではないが、当時は賃金規則というような成文化されたものはなかったし、それらのことを知り得る資料も見当らないので、当時の実情を知る一助にはなるのではあるまいかと思うわけである。

(二) 計算書当時の状況など

1、賃金に関する規定

労基法施行前においては鉱夫雇傭労役規則（現行の就業規則に当る。以下単に労役規則という）に次のように定められている。

第五章 賃金支払方法及び支払期日

▲第十八条 鉱夫の賃金算定方法は定額払及び稼高払の二種とする。

選炭夫の全部、運搬夫・機械夫・工作夫及び雑夫の一部の賃金は定額払に依り、其の他の鉱夫の賃金は稼高払に依るものとする。

▲第二十条 稼高払賃金は業務の種類難易に従い賃金の単価を定め其の出来高に応じて支給する。

賃金の単価及び共同作業の場合における割当方法は作業着手前予め鉱夫に通告する。

2、採炭方式の改変と賃金

以下時代区分は具体的に定めたものでなく概念的に一応区分したものである。

① 原始的採炭時代

明治年間のことは知らないが、

大正の初期、俗に狸掘り、という採掘現場を見たことがある。男三人ばかりで、露頭際から炭層に沿った手掘りであった。石炭を採るのが目的であるから真直に地中に入るとは限らない。幅広く掘ったり深く掘ったりしていた。道具はツルハン、地上に運び出すのは主にテボであった。この時代からかなり永い間、塊炭掘りで粉炭は殆んどその場に捨てられ

ていた。

右のほかに小型坑式で、やはり露頭から沿層でやや傾斜し奥へ掘り進んでいた。二十米もあつただろうか、坑内に何人いたかわからなかったが、時々スラで運び出してくるのを見た。

のち小型捲が据付けられ、排水用小型ポンプも据付けられたが、大分あとのことである。

また井戸型に地上からほぼ垂直に掘り下げていたのもあつた。昔はどのように掘ったあとをアブと呼んだそうだが、採掘跡しか見たことはなく、盗掘現場は何回か見た。

さて、この時代の採炭賃金は安全な請負払で、各人の現実掘り出した量に応じ決めた単価によって計算された。

働く者もその日の作業量つまり掘出した石炭の量がその日確定され賃金額も確定されるので励みになった。景気の良いときには毎日仕事終りにその日の賃金を支払ったという話もあつた。

坑内採掘現場が坑口から遠くなり、採掘区域も広くなると、運搬距離も遠くなり、捲揚機の施設や排水設備も必要になってくる。

原始的採掘ではもう駄目で当然改められた。

② 残柱式採炭時代

一先編成即ち先山と後山、坑口から卸を下だつて坑道に入る。その坑道から沿層で肩へ上るか、フケへ下るかして、一丁切羽を作り石炭を掘り出した。昭和初期（二・三年）までこの一丁切羽という残柱式採炭が多く行われていた。

先山はツルハンで掘る。後山は女子が多く、テボ、カゴ、スラなどがその現場の状況によって使用されていた。そうして運び出した石炭を炭

車に積み、その炭車に金札を附けた。金札には数字が打込んであって、その日の使用者が金札の受払いによって判るようになっていた。

この場合も全請負であるが、坑外での検炭によって判定される正味函数即ち硬引（硬の混入歩合を引く）入り引（容積の不足歩合を引く）を差引いた残りの正味函数に単価を乗じて算定したものが、この一先その日の賃金額になり、先山、後山の配分は係員が判定した歩立により按分される。

この単価を「切賃」と称し、現場係とその区域の全責任者（炭砧によって名称が異なるであろうが、私のきいたのは古い時代は事業方、のちには部主任と呼んでいた）と打合せて決め、有付けて見込みをつけると同時に切賃をも決めていた。

切賃の決定は炭層状況殊に炭層の硬軟、松岩の介在、炭層の厚薄などによる作業の難易を勘案し、その炭砧または坑ごとの一般振合なども考慮されていたようである。

（賃金計算例）

先山後山の一先でその日十函出して、正味函数が八・五函になり、切賃五〇銭としたら、 $50 \times 8.5 = 425$ 、歩立が先山一・二、後山〇・九としたら、 $425 \times \frac{1.2}{2.1} = 244.3$ 、先山分、 $425 - 244.3 = 178.2$ 、後山分。

この場合、作業賃から不平不満の出たことは余り知らないが、条件のよい箇所へ繰込んでもらったら儲かるということは聞いた。だが箇所を個人に固定することが多くなり、炭層の状況が余程変化しない限り切賃は据置きが多かった。

⑨ 残柱式長壁法から長距離長壁法採炭へ

発破あと殆んどスコップですくい戸樋で流すようになってからは、一先編成を崩して多数共同採炭になった。この場合先後はなく全員が先山になった。この頃までに女子は入坑禁止になっていた。

カッターやチェーンコンベヤーが使用されるようになり、残柱式から、二つの坑道間を一挙に採炭していく長距離ロング払に変わっていった。この長壁法も前進式から後退式（退部式）になり、大勢の共同採炭になった。

これらの場合は二交代で一方は採炭方、他の方は整理方といってコンベヤトラフの移設や発破準備の穿孔などの作業をした。

個人としては歩立に関心があつたが、歩立は両方係員の協議で決められていた。採炭方と整理方とは作業の実態が異なるので、実際は各人の技能と努力の度合いが重視されていたようである。また払の支柱作業に当る熟練者も重視され、この段階に技能給の要素が考えられるようになったと思われる。

採炭機械の導入が次々に行われ、採炭作業の実態が変わり、能率も挙げたが切賃も改訂された。

機械の故障によって一時的に採炭作業を休止したとき、払の落盤、崩落事故発生などによって満足な採炭ができなかった場合には補給を加えていた。その補給金額は係員と直属の事業方と打合せ、実態処理で決めていたようだが、一般に平常出炭の賃金総額（推定）を上限としての差額を勘考する方法をとっていたようである。

変災や事故のため採炭が全く出来ないような場合には、他の作業に振り向けたその片付け作業などに従事させ、その方は日役として作業の実

表 1 84名分 集計 (一人当平均)

職 種 別	賃 金	一 方 平均	見 合	内 払	控 除	差 引	稼 働 数	勤 続
(人員) 採炭 (13)	円 銭 42.91	円 銭 1.80	12.00	23.11	3.40	4.40	23	5.9
跡間 (27)	51.72	2.15	17.33	24.43	3.56	6.40	24	7.11
坑内 日役 (44)	39.67	1.56	12.68	19.30	3.38	4.31	25	7.3

態に則し賃金を査定した。

採炭賃金には他に入増賞与の制度があった。石炭の積込みが函即ち炭車スリ切りの線を超えて二寸刻みに三銭とか五銭という加給を行って荷積み(山盛りに積む)の奨励をした。

これまでは採炭賃金はオール請負即ち出来高払であった。

なお最低賃金制という規定はまだなかった。

3、八十四枚中採炭夫の賃金額

八十四枚のうち採炭夫の分は残念ながら十三枚にすぎないが、その賃金について集計してみると表1のとおりである。

当時の全鉱の統計数字がないので正確な比較はできないが、記憶では一方平均一円八十銭というのは採炭夫としては、まあまあのところであったと思う。

4、賃金の支払

ずっと以前のことには知らないが、採炭賃金は週二回払を一回払に、月二回払から坑内外とも月一回にまで変更された。

この八十四名の賃金計算書は月二回払の頃であることがわかる。

賃金の受取人は本人もしくはその家族で殆んど配属者が受取りに来ていた。家族の場合は各人の印鑑票と家族証明(続柄・氏名・生年月日記載)によって確かめていた。もし疑わしいときには労務係に確認してもらうこともあった。

住宅区域に勤労課所管の各区詰所が設けられてからは、経理課員が区の詰所に出向き支払っていた。それは不測の事件発生防止と高利貸し商人などの出入に備えてのためでもあった。

5、諸控除金

この賃金計算書にみられる賃金から控除されているものは次のとおりである。

① 医療代

炭鉱病院に受診するときは本人家族とも指定の薬券を一回一枚必要とした。一枚五銭であったから、部外者からみると羨望に堪えなかったことであろうが、これは会社の福利厚生の一つであった。

② 電気料、家屋修繕料

電灯料金は灯数に依り五十五銭〜一元二〇銭、住宅規格によって灯数のワットが決っていた。通勤者及び住宅借主でない独身者は勿論ない、一戸の料金である。

修繕料は窓ガラスを破損して取替えたような場合の実費弁償であった

と思う。

④ 税金

一律十六銭になっている。これは炭砒全戸に対する戸数割を舎数で等分割当てた当時の地方税である。

この時代には所得税はなかった。

⑤ 保険料

この当時は健康保険のみである。健康保険法は大正十一年四月法律第七〇号で公布されたようだが、炭砒の従業員が加入したのは昭和七、八年と記憶している。炭砒により加入時期に遅速があろう。

⑥ 道具焼質

坑内夫の使用するツルハシの穂先などの焼質である。

各坑口近くに炭砒指定の鍛冶屋があつて、請負または月手当てで休日以外の日に作業していた。ツル自体・ツルの穂先・他の道具の焼質が定められてあつた。

各人終業時に券をもらい、それを現品に添えて鍛冶屋に持参しあとで取りに行った。この計算書によると一件一〇〇〜一五〇銭程度になっている。

⑦ 過怠金

罰則によって徴収されるものである。鉱夫労役規則第十一章第四十条、四十一条の規定により多くは賃金から差引かれた。

⑧ 保育料

家族の幼児を炭砒保育園に入れている場合、月額三〇銭になっている。

⑨ 分会費

軍友会に入会しているものの会費でこの計算書によると月五銭程度で

あつたようだ。

なお軍友会は在郷軍人会とは別個に組織されたものである。

⑩ 衛生費・安全灯使用料

衛生費は便所の汲取料になるが、この頃はまだ共同便所であつたと思うので該当はないようである。

坑内作業員は使用安全灯の使用料一回五銭の割合で徴収された。月二〇方で一円になる。

⑪ 安全灯破損

安全灯を破損したとき破損の程度により弁償せねばならないと「安全灯取扱規定」に定めてあつた。その規定の全文が安全灯室の安全灯受渡口の上に掲示してあつた。

ここでは該当二件、二〇〇〜三〇〇銭があるがその破損の程度など不明。

⑫ 金札紛失

金札を紛失したものと、不足枚数分を徴収された。一枚三銭の実費相当であつた。入坑時繰込場（のち進発所と呼んだ）で受取った枚数から昇坑時返却した数を差引き、使用数（積込函数相当）を更に差引き足りない数が不足分即ち紛失枚数とされる。

⑬ 会報代

労使協調のため協和会の組織があつた。そして協和会報を毎月一回発行、炭砒内の行事や弘報記事・写真などを載せた。

毎月従業員一人一枚配布された。大きさは新聞紙半分ぐらい。月三銭。

⑭ 精算不足金

見合いを切りすぎるなどして不足金を生じたときは一般に翌月に繰越された。

⑦ その他

購買会商品の月賦払や賃金の分割払があった。購買会の商品は原則として現金払であったが、特定の商品で割賦払を認めることがあった。賃金についてはこの表では該当がない。

6、この表にみられる生活状態の一面

この数少ないものの数字をもってすべてを律するわけにはいかないが、一応諸項目の数字をとってみよう。

	平均	最高	最低
月額賃金	四二円九一	五一・〇二	二八・一六
稼働方数	二三方	二六	一七
勤続年数	五年九月	一一・五	三・六
一方当平均	一円八〇銭	二円〇九	一・六四
見合額	一二円〇〇	二六・〇〇	〇
控除額	三四四〇	六・一一	一・二一

(註) 当時職員の初任給は中卒(現高校卒業程度)月給三五円、専門五〇円、大学六〇円程度であったようだ。

見合額の多いものは当然現金受取り額が減り、それだけ生活費に追われているとみられた。反対に見合額の少ないものや全然ないものは堅実型とみられた。

労務係員も見合の申出者に対し極力説得して見送らせるように力めていた。

賃金の支払回数が週二回から一回に、月二回から一回になるまでの過程においては、主婦の生活設計に関心を持たせ家計の切り盛りについて

の指導啓蒙など労務係の弛みない永い間の陰の努力があったことは特記すべきであろう。

宵越の金は使わぬという風習が根強く残っていたし、女子入坑禁止後は一家の働手が殆んど男一人になったので、主婦が生計の立て方に馴れるには相当時間を要したようである。

7、炭砒の出炭高と検炭

① 炭砒の出炭高の数字

炭砒の出炭、という語で注意しなければならないのは、出炭数字が色いろあることである。

坑務(採砒)課で揭示している毎日の出炭と累計がある一方、炭務課で出している毎日の出炭と累計があつて、毎日違った数字を示していた。その他にも数字を出していた課もあつて一炭砒の出炭高が不統一の時期があつた。

昭和初期に統一されたが、それぞれの立場で算出していた事情はわかる。

まず坑口出炭、次に検炭による正味出炭、貨車に積んで送り出した炭がある。ではその炭砒の毎月の出炭高はどうして決められていたか。私の知る範囲では次のようであつた。

坑内各箇所が出炭したとする申出函数を合算する。その函数が坑口から搬出されたわけで、これを坑口出炭と呼んだ。坑口がいくつもあつたらその総計がその炭砒のその日の坑口出炭である。これは函数で示された。

捲揚機の定函数を守るため運搬係で坑口まで捲き上げられた函数を記

録はしていたようであったが正確とはいえなかった。

毎日の出炭高は、この申出総函数にファクターを乗じて屯数に換算した。(ここでは不上りはないという前提である。)

ファクターは前月の申出函数で実出炭屯数を割った数字で毎月変更された。

(計算例) 申出総函数一〇〇〇、ファクター〇・五五としたら正味屯数五五〇、

これが坑口出炭屯数である。そして月末まで累計していく。(便宜上Yとする)

月末に炭務課で実際の出炭を算出する。

A、前月末貯炭屯数

B、その月の送炭総屯数

C、月末現在貯炭屯数

X、その月の出炭高(屯)

$$X = B + C - A$$

このXとYを比較する。大差ないのが平常であろうが、多少の差は生じる。YはXに修正される。これが公表の出炭高になる。

勿論XとYの比較検討は慎重に行われた。

万一XとYの差が余りに大きいときは検炭の方法が検討され、申出函数の正確を期すように再検討された。

坑口がいくつもあって坑口毎に貯炭があったり、撰炭機がいくつかある炭砵の実際の出炭高は不確定な要素があったわけである。

坑内の切羽(払)が集約され一つの坑口に一本化され撰炭機も一つになつてからは余り差もなくなったようである。

⑩ 検炭について

坑口から搬出された炭函の一つ一つについて検炭が行われた。具体的にはチープラーで炭函が徐々に横転して中の石炭が落ちていく状況で検炭係が目測するわけである。初めに入引、入増次に横転を始めて空になるまで即ち一回転するまでにポタ引を目測することになる。「検炭規定」は労役規則第六章第二十三条に次の通り定められている。

第二十三条 炭車積載量測定のため検炭を行い、容量の不足に対し入引を、硬の混入に対し硬引を行う。入引及び硬引の割合は次の通り。

一、入引は容量の不足二寸(炭車上縁よりの深さ)までを一割引(一合引と称する)とし以下二寸までの不足毎に一割を引き去るものとする但し最初の一寸までの不足に対しては之を容赦する。

二、硬引は硬の混入検量用標準樹(容量〇・五立方尺)一・五杯迄の混入毎に一割引(一合引と称する)とする。但し最初の三杯迄の混入に対しては之を容赦する。(硬の混入特に甚しき場合は十割引とする)

検炭は係員の目測に依る。但し其の正確を期するため各坑毎に毎日二函以上の試験炭を採りて実測を行うものとする。

鋤夫又は鋤夫中より選定された代表者は何時にても検炭に立合うことができる。

検炭に関する規定は之を検炭場に掲示する。

(原文カナ文字は平カナに、現代かな使用に改めた)

このように目測によるものであるから、樹で計ったようにはいかない。だが、採掘中の炭層別硬の混入度合は平均として把握されていた。いわば最大公約数で律するようなやり方になっていたが、実情から止むを得ないであろう。

また硬の混入の甚しい函は、そのままにして事実を縦覧させ関係者の理解を求めることもあった。

㊦、採炭作業と賃金

ここで1、2、3、の時代区分をしたのはこの記述のための大まかな極めて観念的な分け方であり、厳格な区分でないことを断っておきたい。

1、原始的採炭時代

この時代は塊炭掘り、掘り出した石炭^{すゐ}を各人別の木枠内に入れ、その容積によって賃金が支払われたので、完全な請負作業であり、出来高の確認の上での賃金であった。

親子兄弟夫婦などの共同作業が主であったようだから賃金の配分は内部で決められ、外部からの干渉はなかったはずである。

また一定のノルマはなかったし、労働時間も別に制限はなかったようである。

このような状況では労働^{II}出来高と賃金が直接反応する形である。

2、残柱式（一丁切羽）採炭時代

一丁切羽になると先山後山の歩立が係員の査定によって行われ配分が規制されることになる。またこの採炭では検炭が現場から離れた坑外で行われ、検炭結果の正味函数はすぐにはわからない。受取った賃金額の多寡を見て感ずるわけで、労働^I出来高と賃金との反応度は前より薄い。だが自分たちの作業実績の成果はわかり易かったといえる。

この一丁切羽では切羽の条件の良否によって大きく左右されるので、条件の良い切羽へ繰込まれることを望む声があり、係員は有付けに苦慮

していたようである。

3、戦前長壁式採炭時代

多数の共同作業になり、また機械化によって作業自体が変化していったから、出来高は個人にはわからないようになり、受取った賃金額の多寡にだけ関心があった。

この場合の問題点は、機械導入ごとに変化していく作業形態と切賃の決定及び各人別の歩立の査定であったと思われる。

切賃を作業の実態から割出す（たとえばこの機械を導入して採炭するとどれだけ作業の難易に変化が生じるかなど）ことは到底困難であり、どうしても出来高の実績により、その人員に支払うと仮定した賃金総額とを勘案し、逆算して単価（切賃）を決めていたようである。

この場合、採炭夫の平均賃金の標準をどこに置いたかということがポイントになる。

これについて明らかにする資料はない。

当時は内部の慣行的な取扱いで、具体的にはその炭砦の各職種別平均賃金（日給額）を目安としていたようである。

この当時、採鉱学の権威者の論説があったと思うが見付からない。その主旨は、賃金の標準は結局その地方同種の賃金額、生活費を勘案して考えることになろう、ということであったと記憶している。勿論経済情勢の変化や経営状態、殊に炭価吸収の能否によって企業毎に差異はある。

なお右の論説主旨は、労基法第二十八条の「最低賃金」、最低賃金法第三条の規定と趣旨は同じようである。

二、戦後の賃金について

(一) 賃金の構成

戦争終結直後は石炭事業そのものが混沌たる情勢にあつたし、急速なインフレによって生活に追われていたから、賃金は臨時措置の補給金とか臨時生活補給金などの名目で生活維持していく暫定的なものであつた。まもなくマ・バ（マーケット・バスケット）方式など生活費に基準をおいた賃金要求案が提示されるなどした。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四九号）の公布があつて労働時間の規制と賃金給与の抜本的な改正が行われた。

また前後して日本再建三千万トン目標が掲げられ、次第にベース給与賃金へ移行した。

そしてその頃、新しく坑内外賃金の格差、坑内給、地域給と特殊手当などが論議された。

当時、鉱業連盟と労働組合（全炭、炭労、炭協）間で昭和二十三年十二月二十七日附締結された賃金協定書とその解説をみると（この協定前に前の協定があつたようだが、その資料がないのでこれをとつた）、賃金の構成と賃金額を次のように明示している。

賃金構成（以下抜粋）

- (1) 基準賃金
 - (イ) 本人給（定額給・請負給・その他本人給と認められる諸手当）
 - (ロ) 家族給（家族手当）
- 規定時間は拘束八時間

(2) 基準外賃金

- (イ) 超過労働賃金（公休日及び規定時間外の労働に対して支給せられる賃金）
- (ロ) 特殊労働賃金
- ① その炭砒において異常なる危険又は高温多湿等の特殊作業に勤務する者に支給する割増賃金
- ② 深夜業手当、臨時兼務手当
- (イ) 不就業手当
- (ニ) 特別団体賞与
- (ホ) 生産能率賞与
- (ハ) 北海道炭砒手当

賃金額

- (1) 賃金構成(1)の基準賃金一方当平均額（家族給を含む）を左の通り定める。

一般成人坑外夫 二一六円（税込）
坑内夫 三六三円（税込）
女子及び十八歳未満男子の賃金額は従来の実績を勘案、各炭砒の実情に応じ決定する。

- (2) 基準賃金中家族手当は扶養家族一人に付原則として月額四〇〇円とする。但し四〇〇円を超えることは出来ない。

採炭夫の標準作業量は、昭和二十三年四月〜九月の六ヶ月間（以上上期）その炭砒採炭夫実働一人一方当平均出炭量の一一〇%とする。

表2

(昭和33. 1. 1. 以降)

(坑内) 請負給者 769円57㉔

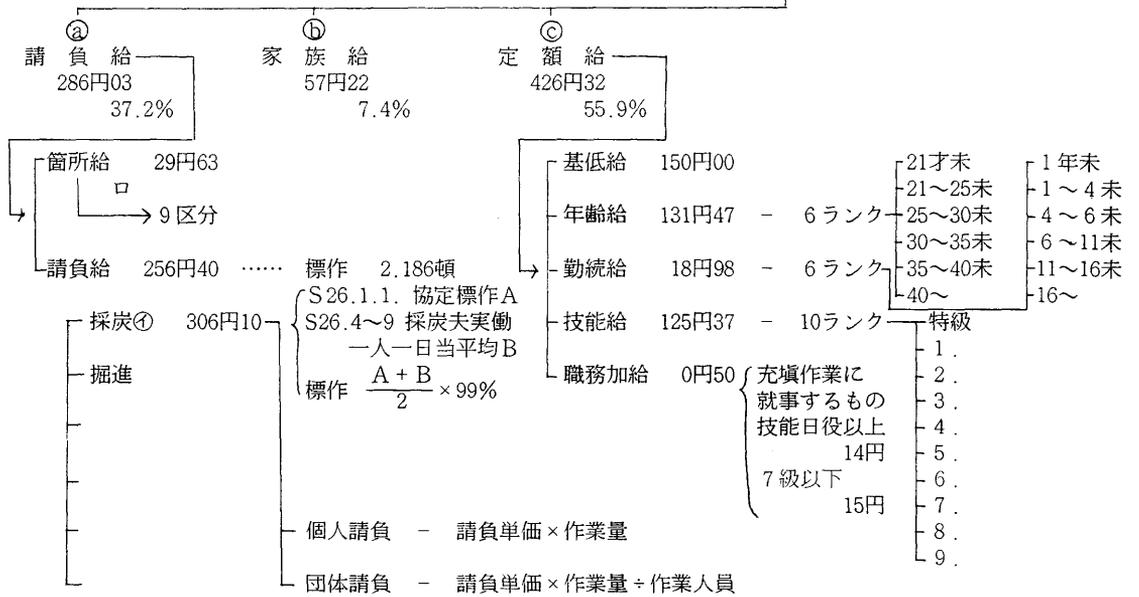


表3 比率試算

採炭賃金の場合

㉔, ㉕, ㉖の比率は

↓

㉔① 306.10 > 335.73
㉕ 29.63

㉕ (平均) 57.22 } 819.27
㉖ (平均) 426.32

↓ (約)

㉔ 41%
㉕ 6%
㉖ 53%

定額給が 53%

家族給を加えると 59%

□ その後の協定

賃金構成の確立された反面、採炭賃金については、賃金体系の複雑化した印象があつて、請負作業と賃金との対比反応はやや距離ができた傾向がみられた。

その上基準賃金がその後改訂されるたびに増額分の配分が複雑になつた。

物価変動に伴うベースアップが続いて、昭和二十五年になると、賃金交渉において一方では生活費、他方では企業負担能力が論点になつてい

た。
更に二十七年になると、標作、ノルマの引上げ、出炭奨励、CPS、生産原価などの問題が論議されている。(この頃から人員削減に希望退職を実施した。戦後ダブついた人員を減すためであった。)

三十年頃から石炭産業にカゲリが見られたと思うが、三十三年の鉱員賃金の坑内請負賃金について筑豊大手炭砒の例をとってみよう。

この協定では前記二十三年協定に比べ理論的ではあるが余りに細分化された感じがする。だが一面、坑内現場毎の特殊事情があり、その凸凹の調整に考慮したことが見受けられる。

基本的には二十三年協定が踏襲されているようであるが、次に採炭賃金についてみよう。(前頁、表2・表3参照)

基準外賃金に能率賞与がある。

イ、標準能率は26年4月～9月操業日在籍一人一日当出炭量(〇・三九三屯)とする。

ロ、賞与金額は毎月の操業日在籍一人一日当出炭量が標準能率に達し

た場合、一人当平均月額四〇〇円とし1%上下する毎に三五円加減、但し最高一、二〇〇円。

ハ、賞与の配分は各人別稼働方数に次の職種別ウェイトを附して支給する。

坑内請負者	一〇〇	坑内定額者	六〇
坑外成人	六〇	保護鉱夫	六〇

その後部分的に多少の改訂はあるが、基本的には変りない。

右にみる如く採炭賃金申請給の比率は四〇パーセント程度となり、出来高↓賃金の反応は時代とともに次第に希薄になつた観がある。

三、採炭賃金の変革推移

以上採炭賃金の概要について一部の事例により極く大まかに述べたが、ここで要約してみよう。(次頁の表4のようになる)

時代区分	作業体	時間、標作	出来高と賃金	個人歩立
原始的採炭	個人または一グループ請負100%	就業時間、出来高とも定めなし	出来高 - 賃金 反応100%	個人配分に制約なし。
残柱式一丁切羽	一先山後山請負100%	就業時間に一応規定あり 出炭は努力目標（見込）はあった	出来高はその日わからないが推測できた。 反応やや薄くなった。	係員の査定により歩立。 各人格差を設けた。
長壁式採炭	戦前 多数の共同作業	時間規定あり。 目標あり次第に厳しくなった。	出来高は荒函数しかわからない。 賃金は受取ってからわかる。 反応薄くなる。	甲乙方プール計算。 歩立あり。
暫定措置	戦後 同上			
労基法公布後	同上	時間8時間 標作あり。	賃金体系複雑化。 受取っても、その日その日について実感はない。 請負給比率低く出来高賃金の反応は全体的となる。	殆んど見られなくなり、あっても大きな要素ではなくなった。 殊に技能、箇所、職種などによる格差手当に変わっている。

このように請負作業者の出来高と賃金の反応意識は賃金体系の複雑化によって次第に薄らぎ、更に職種別、特殊作業の諸手当など益々複雑に
してきた。

そうしたことによる計算事務も煩瑣の度を増し、また新協定により暫
定払の精算も事務の煩瑣を加えた。

古い時代にツルバシ一本で腕を競って稼いだような勤労意欲は失われ
ていった観がある。

機械化によりコスト低下のための量産時代もあったが、需給バランス
が崩れてそれも行詰った。そして経済出炭による構想が生れたが石油と
の問題で石炭そのものの運命が危うくなって筑豊の炭山はなだれを打っ
て閉山していった。

筑豊の大手炭砒が閉山したあと暫定的にそのあとを第二会社で操業し
た例がある。

その一つの炭砒で採炭賃金を出来高払一本に簡素化したところがあっ
た。（超過、休日、などは労基法規定通り）

全く原始的採炭時代に戻ったような観がありスッキリしたものと思え
た。

四、最近の採炭賃金の事例

最近の採炭賃金の実情はどうであろうか。機械化が著しく進み、採掘
箇所とその区域は深部へ移り、運搬距離は遠くなり、通気排水施設も増
大している。従って作業態様も各職種とも複雑であろう。そうしたこと
を考え一例をとってみることにしよう。

ある大手炭砒の「昭和五八年鉱員賃金規則」によると賃金構成は次の
ようである。（次頁、表5参照）

前述の昭和三十三年賃金規則と基本的には大差ないようだが、更に複
雑化していることがわかる。

その複雑なことを知るためには採炭賃金について数字を入れてみるこ
とにしよう。（次頁、表6参照）

更に諸給のうち能率給について細部の取扱を次に記載し如何に明細に

表5
賃金構成

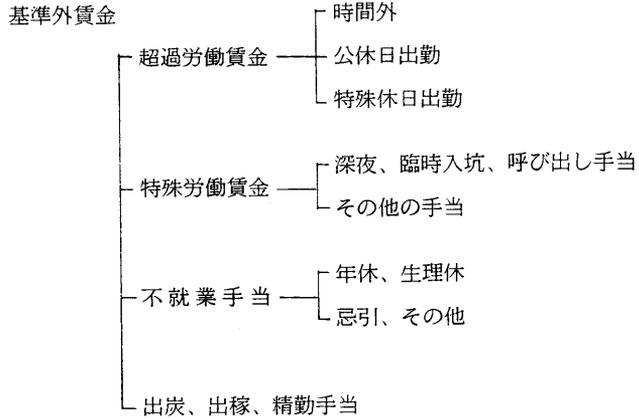
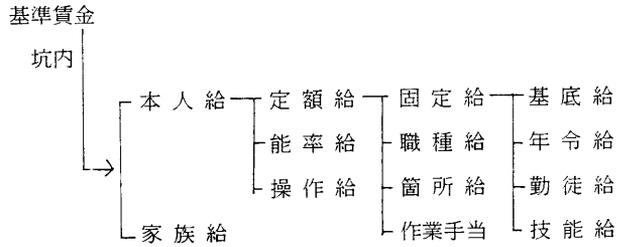
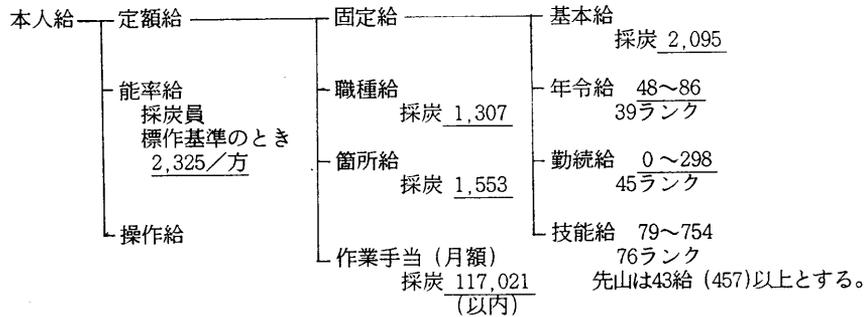


表6 採炭賃金

坑内員（採炭員）（昭和58年度鉱員賃金規則による）

基準賃金



基準外賃金（省略）

出炭出稼精勤手当についてのみ記す

採炭	出炭	精勤					
		満勤	1欠	2欠	3欠	4欠	5欠
→	55,000トン以上	5,500	4,500	3,700	3,200	3,000	2,500
	55,000トン未満	3,800	3,100	2,500	2,200	2,100	1,700

決められているかを考えてみよう。(抜萃)

(1) 標準作業量

単柱	ピック払	二、〇一八t/人
	機械化払	三、一六三t/人
自走枠	磐砥払	四、五二七t/人
	高層払	五、六九四t/人

標準は半月毎に前半月の総出炭の精炭実績歩留により荒函に換算する。
実績作業量は、区域別出炭量より雑炭を差し引き、全払出炭函数を算出、右を払別掘さくmにより指数配分の上、払別函数を決定する。

(2) 能率給の算定

- 。標準に対応する基準給 二、三二五円
- 。能率給の計算は、当日当該払出炭函数を別に定める方法により方別に配分し、方別に能率給計算を行う。
- 。方別出炭配分は、下記算式に則り当該払当方の出炭函数ならびに作業点数により行う。

- 。出炭函数ならびに作業点数比例部分の比率。
- 出炭函数比例部分と作業点数比例部分を五〇：五〇とする。

。当該払当方能率給総額 (A)

$$A = \text{基準能率給} \times \text{遂行率} \times \text{当該払当方採炭実働人員}$$

$$\text{遂行率} = \frac{\text{当該払当方配分函数}}{\text{当該払当方能率算定人員}} + \text{当該払標準作}$$

(3) 能率給の各人配分

- 。当該払当方能率給総額を歩立に応じ各人に配分する。

$$\text{算式} \quad \frac{\text{当該払当方能率給総額}}{\text{当該払当方総歩}} \times \text{各人歩} = \text{各人能率給}$$

(4) 採炭能率給歩立

- 。歩立は作業歩立と時間歩立とする。
- 。作業歩立(査定基準)

- a、ステイブル 肩ステイブル 一、〇五
深ステイブル 一、〇三 とする。

- b、高落箇所でカッペの上に乗って空木積をする者
一、〇八〜一、一〇 とする。

- c、山固め崩落打込み作業
一、〇五〜一、〇八 とする。

- d、有付後、係員の指示によって悪行箇所に応援作業として一時間以上有付けられた場合 一、〇三 とする。

- e、カッターマン(除・ケーブル引き、カッターマン補助)
一、〇五とする。

- 。時間歩立 (脚)肩、深ステイブルは、当初からステイブルに有付けた者とする。

- 。休返採炭に従事した者に対し〇、一五の歩増を行う。
- 。残業採炭に従事した者に対し三〇分につき〇、一の割合で歩増を行う。

。早昇坑者(公傷者ならびに係員指示による公私傷患者の付添者を除

く)については、早昇坑三〇分につき〇、一の割合で歩カットする。

(以下省略)

前掲、坑内員(採炭員)の賃金構成表によって、ごく大まかな採炭賃金(月額)を試算してみよう。(算式省略)

基準内 三〇五、五〇〇円

基準外 八九、五〇〇円

合計 三九五、〇〇〇円

最近(昭和六一年四月)の採炭賃金(月額)の例

A、 四二一、三三九円

(内、固定給 一〇八、三三六 三七%)

操業日24 有給1 早残三、六 深夜三、六 扶家2

B、 四〇九、〇三〇円

(内固定給 九二、八八三 三七%)

操業日21 有給3 諸休出勤数1 早残三、〇 深夜五、九

扶家4

C、 三九一、四〇三円

(内固定給 一〇四、九二六 二六%)

操業日23 有給2 早残五、六 休日出七、六 深夜五、〇 扶家1

五、むすび

賃金体系の複雑化は、労基法の規定により就業時間の規則、超過労働時間その他に伴う賃金と割増、そしてその基礎賃金の範囲などにもよるが、出来高払制の保障給、最低賃金の規定もでき、また、坑内作業の態様が多岐多様になったことにもよる。その原因は諸施設が極めて広い地域に散在し、機械の導入により作業内容が変ることや、深部への移行も

あって現場の諸条件が変わってきたことなどがあり、これら変化要素に伴う賃金配分のバランスをとる必要から、配分がまた細分化されるに至ったと見ることができよう。たとえば 特殊箇所作業に

濡れ手当、溜水箇所、降水箇所における作業に対し、浸水降水の状態と作業時間区分によって支給される。

高温手当、温度と作業時間の区分により支給される。

採炭賃金のうち能率給についても前記の如く歩立が作業歩立と時間歩立とあり、それぞれがまた区分されている。特殊の取扱について挙げるとその数が多い。

採炭以外についても同様である。たとえば掘進の標準作業量をみると次頁の表7・表8の通りである。

また各箇所別条件を〇、一、二、三の難易点により換算算定する規定がある。(次頁、表9参照)この外に作業別点数が細々と定めてある。総括してみると、

賃金構成が理想的とはいえず余りにも細分化されている。その事情は理解できるにしても、本人には複雑すぎてわかりにくいものであっては、労働意欲の刺激にはなるまい。

殊に請負(採炭)作業の如く多数共同作業になった関係もあろうが、出来高賃金の反応度が次第に希薄になっている感じがする。

バランスをとる上から格差をつけ細分化されてきたものであろうが、果してどれだけの実効が現れているだろうか、資料がないので何とも言えないが、階段は余り小刻みにすると却って登りにくくなるようなものであるまいか、そんな感じもする。

坑内作業現場状況の複雑化したのは労働作業態様の複雑化となり、そ

表8 仕操標準単価

区分	枠種	標準単価
筒	B4.6 → B4.6 A5.0 → A5.0	20,051円/枠
	2号 → 2号	12,550 "
所	2号 → 8 x 8	10,680 "
	8 x 8 → 8 x 8	8,356 "
保坑	2号 → 5.9	24,013 "
	B4.6 → 5.9	23,082 "
	A5.0 → 5.9	21,236 "
保坑 (斜坑A)	2号 → 2号 B4.6 → B4.6	24,553 "
	" (斜坑B)	2号 → 2号 B4.6 → B4.6
" (水平A)		B4.6 → B4.6 A5.0 → A5.0
	" (水平B)	B4.6 → B4.6 A5.0 → A5.0

仕操について例をとると

表7 標準作業量

	岩石掘進	沿層掘進
地山手積BC積 (含追切)	0.842m ³ /人	0.995m ³ /人
H C積 (含追切 取明)	1.196 "	1.357 "
取明手続BC (含追切)	0.863 "	0.925 "
R. S 55積	1.413 "	1.395 "
R. S 85積	1.756 "	
新機会投入の場合は別途設定する。		

△ 標準作業量に対応する基準能率給

岩石掘進	1,582円
沿層掘進	1,552円

表9 難易点算定表

条件 難易度	(A) 1枠当 出硬炭	(B) 入昇坑時間	(C) 中 継	(D) 片道材料運 搬 距 離	(E)
1.3	7函以上	-	3m以上	-	1. 中切モーター上、目抜よりベルト落口、ベルトラップ部 2. 巻立等函運行類発な箇所 3. 払材料運搬と競合する肩坑道 4. 春卸 (運行類発箇所) 5. その他 上記を考慮し、0.7~1.3の間で決定する。
1.2	6 "	-	2 "	210m以上	
1.1	5 "	150分以上	1 "	160 "	
1.0	4 "	120 "	-	110 "	
0.9	3 "	90 "	-	60 "	
0.8	2 "	60 "	-	10 "	
0.7	1 "	30 "	-	-	

全筒平均1.0の箇所難易係数により、標準単価 (除調整給) に該箇所難易係数を乗じた額を該箇所目標単価とする。

これらのバランスをとるための資金配分の必要も生じたものと思われ当然の成行ではある。

裏を返せば、資金構成の複雑化は坑内条件の複雑化を意味するものとみられ、それだけ採掘条件の悪化を物語るようにみえる。

こうした情勢の裡に今や炭鉱自体が破局を迎えようとしているのである。

(S・61・9・10 誌す)